

「少年連盟」

賠償責任保険のご案内

東京海上日動火災保険株式会社

株式会社 プラニ

※ 黄色マーカ一部分が、平成 30 年 5 月 25 日始期より新しく付帯いただいている特約に関する項目になります。

「少年連盟」賠償責任保険の概要

■少年連盟賠償責任保険について

この保険は「賠償責任保険」で、少年連盟行事にて境内地の施設・設備の欠陥により行事参加中の子供に怪我をさせてしまった時や、引率者・指導者(※)の行事遂行に起因して企画・運営上の過失により行事参加中の子供に怪我をさせてしまったり、子供が第三者の物を壊してしまった時など、被保険者(加盟各寺院)が法律上の賠償責任を負わねばならない場合に、被保険者が負担をする賠償金をお支払いする保険です。

したがって、一般の「傷害保険とは異なり、第三者＝他人、子供に被害を与えた場合の賠償責任保険制度になります。」

(※傷害保険とは、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して保険金をお支払いする保険です。)

下記の要領を熟読いただき、ご留意下さいますようお願いいたします。

なお、少年連盟行事以外で発生した事故(日常生活上の事故等)に関しましては、補償の対象とはなりません。

(※引率者・指導者とは、少年連盟行事の主催者として、行事の運営に携わる開催寺院に所属する方々や委任・選任を受けて行事運営に携わる方々をいいます。)

なお、この保険にかかる保険料は少年連盟が負担します。

1. 契約者 少年連盟
2. 被保険者 少年連盟および加盟各寺院
3. 契約期間 平成30年5月25日午後4時から平成31年5月25日午後4時まで(1年間)
4. 保険金をお支払いする場合

少年連盟行事にて、境内地の施設・設備の欠陥により行事参加中の子供に怪我をさせてしまった時や、引率者・指導者(※)の行事遂行に起因して企画・運営上の過失により行事参加中の子供に怪我をさせてしまったり、子供が第三者の物を壊してしまった時など、被保険者(加盟各寺院)が法律上の賠償責任を負わねばならない場合に、被保険者が負担をする賠償金をお支払いする保険です。

また、事故発生時に責任の有無が十分に判明しない初期の段階に於いて、事故現場の保存、写真撮影費用、担当者の派遣費用、被害者へのお見舞いなど、社会通念上妥当なこれらの初期段階の対応を行うことにより負担する費用(初期対応費用)をお支払いします。

※法律上の損害賠償責任とは、裁判の確定判決に限らず、当事者間の示談による解決であっても差し支えはありません。ただし、示談の内容は過失の程度、被害の程度、現在の賠償水準に照らし合わせ、妥当性を有することが必要ですので、必ず事前にご連絡下さい。

5. てん補される主な損害

本保険のてん補の対象となる損害は次のとおり

○損害賠償金

治療費(修理費)、慰謝料、逸失利益等被害者への賠償責務弁済の金額

○応急手当等の費用

応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用

○争訴費用

○訴訟、仲裁、和解、調停等に要した費用、弁護士費用

○初期対応費用

初期段階のお見舞い費用、事故現場への派遣費用など

○参加者同士の事故で発生した損害(レクリエーション用追加被保険者担保特約)

※レクリエーション用追加被保険者担保特約とは

… 被保険者(加盟各寺院)が主催するレクリエーション行事に参加している間に限り、参加者を被保険者に含め、被保険者相互間の関係はそれぞれ互いに他人とみなす

6. てん補限度額

○対人賠償 対物賠償 共通 : 期間中限度額 1 億円(免責金額 0 円)

○初期対応費用 : 1 事故限度額 300 万円
(見舞金は、被災者 1 名当たり 10 万円)

お支払いの対象(例)

- キャンプへ行き、川のそばにテントを張った。前日からの雨による増水のため川の水が溢れ、テントが流され子供が溺死し管理責任を問われた。
- ハイキングの途中で子供が身体の異常を訴えたが、無理に続行させたために子供が重体となった。その後、子供の両親から治療費を請求された。
- 訓練指導中に、子供同士がロープでふざけているのを漫然と見過ごし、安全確保を怠ったため転倒し腕を折ったので管理責任を問われた。
- レクリエーションとしてソフトボールを行っているとき、ボールが付近の家に飛び込みガラスを割った。そのためガラス代を請求された。

(以下は「レクリエーション用追加被保険者特約」にて補償される事故例です。)

- A 寺院と B 寺院の共同開催で、A 寺院本堂にて行事を行った際、本堂入口の木製階段の板が外れていたのに気づかず、手伝いに来ていた B 寺院の住職が足を踏み外して骨折した。
- 地域の複数の寺院でお花見を催した際、C 寺院の参加者 D がバーベキューコンロを倒し、近くにいた参加者 E に火傷を負わせた。

- F 寺院と G 寺院の共同開催で、F 寺院本堂で映画鑑賞会を開催した際、G 寺院の参加者 H が F 寺院の備品を誤って破損した。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①引率者・指導者(※1)に法律上の賠償責任の認められない事故
- ②被保険者と同居する親族に対する事故
- ③引率者・指導者に生じた事故(※2)
- ④被保険者の貸借・保管・使用する財物に生じた事故(※2)
- ⑤自動車の所有・使用・管理に起因する事故(※3)

※1 引率者・指導者とは、少年連盟行事の主催者として行事の運営に携わる開催寺院に所属する方々や委任・選任を受けて行事運営に携わる方々をいいます。

※2 レクリエーション用追加被保険者特約に於いての事故の場合は、補償の対象となります。

※3 自動車を所有・使用・管理されている方の自動車保険での対応となります。

Q & A 保険金支払い対象となり得るか？

- 子供が少年連盟行事取り組み場所のお寺のもの(仏具など)を壊した.....○(※1)
- 子供がお寺のトイレを壊した.....○(※1)
- 少年連盟行事参加中の子供が誤って同じく参加中の他の子供に怪我をさせた.....○
- 境内に停めてあるお寺の車を壊した.....○(※1)
- 境内に停めてある第三者(少年連盟参加の保護者など)の車を壊した.....○
- 境内で子供が車に轢かれた.....×
- リーダーが子供に怪我をさせた.....○
- 子供がリーダーに怪我をさせた.....○(※1)
- 子供が住職に怪我をさせた.....○(※1)

※1 レクリエーション用追加被保険者特約に於いての事故の場合は、補償の対象となります。

	賠償責任保険	レクリエーション用追加被保険者特約を付帯した場合	
補償範囲	子供が少年連盟行事取り組み場所のお寺のもの(仏具など)を壊した	×	○
	子供がお寺のトイレを壊した	×	○
	少年連盟行事参加中の子供が誤って同じく参加中の他の子供に怪我をさせた	○	○
	境内にとめてあるお寺の車を壊した	×	○
	境内に停めてある第三者(少年連盟参加の保護者など)の車を壊した	○	○
	境内で子供が車に轢かれた(※)	×	×
	リーダーが子供に怪我をさせた	○	○
	子供がリーダーに怪我をさせた	×	○
	子供が住職に怪我をさせた	×	○

※自動車保険での対応となります。

事故が起きたときの対処

○人身事故の場合は、すぐに応急手当をして下さい。

○事故発生後、直ちに株式会社プラニへ御連絡下さい。

御連絡が遅れますと、賠償責任保険での対応ができない場合がございますので、ご注意下さい。

※賠償金額の決定は、事前に保険会社での承認が必要となりますので、事故処理については必ずご相談下さい。ご相談されずに示談金や賠償金をお支払いになった場合、その一部または全額お支払いできない場合もあるますのでご注意下さい。

保険金請求手順

①まずは、株式会社プラニまで電話かFAXにて事故のご報告を下さい。

②保険金支払いの対象となるかを確認させていただきます。

③保険金請求に必要な書類を郵送させていただきます。

④必要事項をご記入の上、ご提出下さい。

注意事項

※当保険は、賠償責任保険であり損害賠償責任が発生した場合には治療費・通院交通費・慰謝料などが支払われますが、責任割合等に基づき必ずしも全額が支払われるとは限りません。

また、被害者との間で損害賠償に係わる示談書を交わしていただくこととなります。

※治療費が10万円を超過した場合は、「診療報酬明細書」が必要となります。

※本案内状は施設賠償責任保険の概要について紹介したものです。

詳細は普通保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、代理店におたずね下さい。

<取扱代理店>

浄土真宗本願寺派提携保険代理店

株式会社プラニ

フリーコール:0120-37-0243

TEL:075-353-2200

FAX:075-353-2219

所在地:京都市下京区五条通西洞院西入平屋町 420 番地 RMビル 3F

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社

平成 30 年 6 月 29 日作成